（道路維持作業用自動車）

第76条　道路維持作業用自動車に備える灯火の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　黄色であって点滅式のものであること。

二　150mの距離から点灯を確認できるものであること。